

高知県災害歯科コーディネーター設置要綱

(設置)

第1条 地震及び風水害等によって大規模な被害が発生した場合において、歯科保健医療活動を迅速かつ的確に実施されるよう調整等を行うため、高知県保健医療調整本部に、高知県災害歯科コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

(役割)

第2条 コーディネーターは、災害医療コーディネーターの総合調整のもと、災害時歯科保健医療の企画・調整を行う。

2 コーディネーターは、県及び全国の歯科保健医療情報を元に、歯科保健医療に関する具体的な支援策を立案し、それに基づき、歯科医療救護班及び口腔ケア班の受入れ及び派遣調整を行う。

(委嘱)

第3条 コーディネーターは、高知県歯科医師会から推薦を受けた歯科医師のうちから複数名を知事が委嘱する。

2 被災等により活動できない場合は、知事が別の者を委嘱する。

(任期)

第4条 コーディネーターの任期は2年とする。ただし、知事が必要と認めるときは、再度委嘱することができる。

(秘密を守る義務)

第5条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償等)

第6条 コーディネーターの実費弁償は、「災害救助法施行細則」（昭和23年高知県規則第15号）別表第2に定める額を支給する。

2 コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（平成10年高知県条例第3号）の例により、損害を補償する。

(事務)

第7条 コーディネーターに関する事務は、健康政策部健康長寿政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。